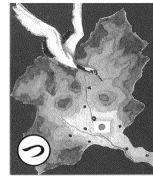




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年1月7日（火） 第9763号

■ 目 次

	ページ
<b>公 告</b>	
○所在不分明通知（森林保全課）	2
○同	4
○公聴会の開催（河川課）	7
○開発工事の完了（建築課）	8
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○選挙管理委員会委員長選挙の結果	9

## ■ 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を前橋市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

令和2年1月7日

群馬県知事 山 本 一 太

### 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
前橋市粕川町月田1の11	有限会社大京産業	
前橋市粕川町月田1の12、1の16	高木仲	
前橋市粕川町月田483の2、甲484	田村與三郎	共有林
同	中島源藏	同
同	石橋喜代松	同
同	新井織次郎	同
同	星野長五郎	同
同	金井茂三郎	同
同	金子金五郎	同
同	関谷清次郎	同
前橋市粕川町月田甲484	星野勝児	同

### (2) 指定の目的 水害の防備

### (3) 指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

### 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
前橋市粕川町室沢5の25	金子恵	共有林
同	金子仁	同
同	金子節	同

前橋市粕川町室沢39の1	石田由弘	
前橋市粕川町室沢962の1、962の2	福地節	共有林
前橋市粕川町室沢1049	鎌塚清男	

(2) 指定の目的 干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
前橋市粕川町中之沢484、486、487、491、492の1、492の2	鎌塚俊一郎	共有林
同	鎌塚勝	同
同	鎌塚清男	同
同	関口勝司	同
同	関谷知子	同
同	吉田やすの	同
同	石橋ミサヲ	同
同	石橋寅男	同
同	石橋巳之作	同
同	石橋隆夫	同
同	中島亀三九	同
同	中島新栄	同
同	登山孝行	同
同	和田治夫	同

(2) 指定の目的 公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び前橋市役所に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 令和元年11月22日群馬県告示第201号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を昭和村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

令和2年1月7日

群馬県知事 山本 一 太

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
利根郡昭和村大字赤城原字中原766の1、字上原1171の1、1171の2、1171の8、1182の2、1185の1、1190の2	赤城開拓農業協同組合	抵当権
利根郡昭和村大字赤城原字上原1190の2	村下政夫	
利根郡昭和村大字赤城原字松之木平1211の1、1211の4、1212の2、1212の3、1221の1、1355の1、1356の1	高澤英之助	共有林
同	真庭二三夫	同
利根郡昭和村大字糸井字新中道6285の5、6285の15	市村実	
利根郡昭和村大字糸井字新中道6287の3	馬場光雄	
利根郡昭和村大字糸井字新中道6287の5	林喜三男	
利根郡昭和村大字糸井字新中道6678の25、6678の26	新井隆	
利根郡昭和村大字糸井字上平7108の22、7108の23	土澤孝治	

(2) 指定の目的 風害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
利根郡昭和村大字貝野瀬字中野上4127、4129の1、4129の3、4205の1、4205の3、4205の5、4205の7、4301の1、4301の4、4404の1、4404の3	横坂梅次	共有林
同	横坂万司	同
同	関上金作	同
同	吉沢加吉	同
同	吉沢幹太郎	同
同	吉沢久衛	同
同	吉沢金松	同
同	吉沢己吉	同
同	吉沢数雄	同
同	吉沢石司	同
同	吉沢染之助	同
同	吉沢八千穂	同
同	吉沢米吉	同
同	吉沢弥四郎	同
同	宮内右馬吉	同
同	戸部新三郎	同
同	根岸いね子	同
同	根岸衛門	同
同	根岸義次	同
同	根岸時次郎	同
同	根岸琢郎	同
同	治田寅造	同
同	小宮山寅吉	同
同	小宮山浜吉	同
同	小宮山徳才	同
同	小沼善太郎	同
同	小菅安二	同

同	松井勘助	同
同	松井東	同
同	星野里吉	同
同	石井虎之助	同
同	石井孝太郎	同
同	石井庄司	同
同	太田源一	同
同	中沢森造	同
同	片柳清次	同
同	片柳ひしや	同
同	木暮茂	同
同	林肇	同
同	林石藏	同
同	林登	同
同	林徳治	同
同	林徳松	同
同	鈴木茂雄	同
利根郡昭和村大字貝野瀬字中野上4320、4323、4325の1、4325の3、4327、4330	横坂久	同
同	横坂松雄	同
同	横坂知嘉治	同
同	横坂文治	同
同	横坂艶司	同
同	吉沢正次	同
同	吉沢辰治	同
同	吉野寅吉	同
同	戸村源吉	同
同	根岸元司	同
同	室田正雄	同
同	狩野福太郎	同

同	勝見好	同
同	田村松吉	同
同	藤井實五郎	同
同	梅沢梅干	同
同	林嘉満司	同
同	林辰衛	同
同	林福松	同

(2) 指定の目的 水害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び昭和村役場に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 令和元年11月19日群馬県告示第197号

群馬県河川整備計画公聴会規則（平成14年群馬県規則第55号）第2条第1項の規定により、利根川上流圏域河川整備計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和2年1月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 開催期日及び場所 令和2年2月12日（水）午後7時（群馬県庁20階201会議室 前橋市大手町一丁目1番1号）
- 作成しようとする河川整備計画の原案の概要 利根川上流圏域河川整備計画は、圏域内の県が管理する一級河川を対象とし、計画期間をおおむね20年間とする。下流の利根川中流圏域との整合を図り、大正橋地点で6000m<sup>3</sup>/sの洪水による家屋の浸水被害を解消させることを目標とし、利根川の河川改修を実施する。また、おおむね10年に1回程度発生すると予想される洪水による家屋の浸水被害を解消させることを目標とし、午王頭川及び赤谷川の河川改修を実施する。
- 関係図書の配付 利根川上流圏域河川整備計画の原案の関係図書は、令和2年1月15日（水）から、群馬県ホームページ、県民センター、群馬県県土整備部河川課、群馬県各行政県税事務所、群馬県前橋土木事務所、群馬県渋川土木事務所、群馬県沼田土木事務所、前橋市道路管理課、沼田市建設課、渋川市土木管理課、榛東村建設課、吉岡町産業建設課、片品村農林建設課、川場村田園整備課、昭和村建設課及びみなかみ町地域整備課において配布する。

4 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和2年1月31日（金）までに下記に到着するよう提出すること。

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部河川課

5 公述人の選定 公述人は、前記によりあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。  
なお、一人当たりの公述時間は、10分以内とする。

6 公聴会の中止 期限までに公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前までに群馬県ホームページにその旨を掲載するとともに、群馬県県土整備部河川課、群馬県前橋土木事務所、群馬県渋川土木事務所及び群馬県沼田土木事務所において掲示する。

7 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部河川課 電話027-226-3617

別記様式

利根川上流圏域河川整備計画の原案に関する公述申出書		年 月 日
群馬県知事	山本一太 あて	
	公述申出人	
	住 所	
	氏 名	
	年 齢	
	職 業	
利根川上流圏域河川整備計画の原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。		
意見の要旨（別紙のとおり）		

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和2年1月7日

群馬県知事 山本一太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	川場村大字川場湯原字関平1619、1621、1622、1623-1、乙1623、1624、1625-1、1625-2、1626、1627、1627先水路の一部、1628、1629、1630、1631、1632、1633、1634、1635、1636、1637、1638、1639、1640、1641-1、乙1641、甲1642、乙1642、1643、1644、甲1645、1645-2、1646、1647-1、1647-2、1648、1649、1650-1、乙1650、1651、1652、1653-1、1653-2、1653-3、1654、1655、1656、1657、1657先道路の一部、16	埼玉県上尾市大字領家57-1 株式会社ニチネン 代表取締役社長 小林裕一郎



63、1666、1667、1668の一部、1670、1671、1673、1675、1676、1677、1678、1679、1680、1681、1682、1683、1684、1685、1686、1687、1688、1689、1690、1691、1692、1693、1693先道路の一部、字寺木1720-2、1721、大字谷地字太良2930
--

## ■ 選挙管理委員会告示

### ◎群馬県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定により、令和元年12月27日次の者が委員長に就任した。

令和2年1月7日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

氏名 宮下智満

住所 渋川市白井905番地